

令和元年度
第 3 回

東大和市都市計画審議会会議録

令和 2 年 2 月 1 4 日

東 大 和 市

東大和市都市計画審議会会議録

日時：令和2年2月14日（金）

午前10時00分～午前11時00分

場所：市立中央公民館 301学習室

○委員の出席・欠席

出・欠	議席	氏名	出・欠	議席	氏名
出	1番	武石岩男 委員	出	7番	荒幡伸一 委員
出	2番	小嶋哲夫 委員	出	8番	周郷友義 委員
出	3番	宮崎 晃 委員	出	9番	岡田一将 委員
出	4番	松本暢子 委員	欠	10番	三浦節子 委員
出	5番	二宮由子 委員	出	11番	大越 武 委員
出	6番	根岸聡彦 委員	出	12番	杉本昌美 委員

○市側出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	尾崎 保夫	都市計画係長	稲毛 秀憲
都市建設部長	鈴木菜穂美	都市計画係	造賀 歩
都市計画課長	神山 尚	都市計画係	田中みのり
計画調整係長	福田 智宏		

1. 議題

第1 議席の指定について

第2 会議録署名委員の指名について

第3 立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更（東京都決定）について（諮問）

第4 生産緑地法第3条第1項に規定された「一団のものの区域」とする農地の運用について（報告）

2. 公開・非公開の別

公開

3. 傍聴者

1 人

- （会長） ただいまから、令和元年度第3回東大和市都市計画審議会を開会いたします。

初めに、市長からご挨拶を頂きたいと思います。

尾崎市長、よろしく申し上げます。

- （尾崎市長） 皆さん、おはようございます。

皆様方におかれましては、日頃から当市のまちづくりに多大なるご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、先ほど委嘱状を交付させていただきました皆様におかれましては、快く委員をお引受け頂き、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日は都市計画道路3・3・30号線の都市計画変更について諮問させていただきます。

また、報告案件の生産緑地の一団の取扱いの状況について、ご説明させていただきます。

市といたしましては、今後も必要な都市基盤の整備を図りながら、狭山丘陵を軸とした緑豊かで快適なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、当市のまちづくりに引続きのお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、委員の皆様のご健勝を祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

- （会長） ありがとうございました。

続いて、市長から、当審議会に対しての諮問をお受けしたいと思います。

- （尾崎市長） 東大和市都市計画審議会会長殿。

令和元年度第3回東大和市都市計画審議会への諮問について。

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

1、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更（東京都決定）について。

理由。都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により意見照会のあった立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更について、市の意見を回答するため。

以上です。よろしくお願いいたします。

- （会長） ただいま、市長から立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更（東京都決定）について、諮問をお受けいたしました。後ほど、皆様にご審議をお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、市長は、他の公務の都合上、ここで退席されます。ご了承をお願いいたします。

- （尾崎市長） よろしく申し上げます。

（市長 退席）

- （会長） それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1、議席の指定をいたします。

1番、武石岩男。

2番、小嶋哲夫委員。

4番、松本暢子委員。

11番、大越武委員。

12番、杉本昌美委員。

以上でございます。

次に、日程第2、会議録署名委員を指名いたします。

東大和市都市計画審議会運営規則第12条第2項の規定により、11番、大越委員をお願いをいたします。

次に、市長から諮問のありました、日程第3、立川都市計画道路3・3・

30号立川東大和線の変更（東京都決定）についてを議題に供します。

それでは、説明をお願いします。神山都市計画課長。

- （神山都市計画課長） それでは、ただいま議題となりました立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、広域の見地から決定すべき都市施設として東京都が決定するもので、都市計画法第21条第2項において準用する、同法第18条第1項の規定に基づき東京都から意見照会がありました。そこで、東大和市まちづくり条例第19条第2項において、東京都が決定する都市計画に関して意見を述べる時は、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞くものとされておりますことから、当審議会にお諮りするものでございます。

それでは、事前にお配りしております資料1を御覧ください。

最初に資料の確認をさせていただきます。表紙をおめくりいただきますと、右下にページ番号が付してあります。ページ番号1番からおめくりいただきまして、11番まででございます。また、袋とじしてございます封筒の中には、都市計画変更を行う箇所を示す総括図としまして、国立市、立川市、東大和市の3市分が収納してございます。

また、封筒の次に東京都作成の「都市計画変更案及び環境影響評価書案のあらまし」のパンフレットがございます。本日は主にこのパンフレットを用いてご説明いたしたいと思っております。

なお、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線につきましては、これ以降3・3・30号線と呼称させていただきます。

それでは、パンフレットのほうをご用意ください。

パンフレットの2ページを御覧ください。このページの上のほうにございます位置図を御覧ください。

3・3・30号線は、図の中央を南北に走っており、南は国立市の中央自動車道付近から、北は東大和市の上堰堤手前まで、国立市、立川市、当市の3市にまたがる路線でございます。このうち、黒塗りの区間は整備済みでございます。白抜きの区間は未整備でございます。赤色破線で表示されております箇所は東京都が事業を予定している区間でございます。

下のほうの図を御覧ください。

事業予定区間は、立川市の泉体育館駅付近から、JR中央本線を越えたところまで、約7.5キロメートルです。御覧のとおり、当該路線はJR中央本線と交差しております。今回の都市計画変更の主な内容は、この交差部につきまして鉄道が平面から高架に変更となったため、道路もアンダーパス構造から平面交差構造に変更となり、これに伴いまして交差部付近の構造を変更するなどの都市計画変更を行うものです。

4ページを御覧ください。

右側にごございます「構造の変更イメージ」を御覧ください。

上のほうが変更前の既定計画で、平面であります3・3・30号線がJR中央本線や3・2・10号線の下に潜り込むアンダーパス構造となっております。この場合、3・3・30号線と3・2・10号線は立体交差のため、支線1を介して接続しております。

下のほうの変更案を御覧ください。

こちらの変更案では、整備済みでございますJR中央本線の高架化により、3・3・30号線と3・2・10号線が平面交差となっております。これにより、支線が不要となるため、図中に黄色で示しております箇所、立川3・2・10支線1を廃止するものであります。

また、ページの中央、下のほうの図を御覧ください。

3・3・30号線につきましては、アンダーパス構造を平面交差構造に変更することに伴いまして、図中の赤色の箇所については新たに都市計画線の中に取り込み、黄色の箇所については計画を廃止する変更を行います。

次に、車線数の決定についてご説明いたします。

都市計画法では、道路などの都市施設を決定するときは、都市計画に施設の種類、名称、位置、区域を定めることを必須としておりますが、車線数を定めることは努力義務とされております。3・3・30号線につきましては、これまで車線数を定めていませんが、今回の変更に合わせて車線数を都市計画に定めるものです。

資料1のほうを御覧ください。資料1の3ページをお開きください。

資料1の3ページ、表がございまして、表の上段、3・3・30号立川東大和線の欄の4に、一部車線の数の決定とあります。東大和市内は現状で2車線でございますので、これに合わせて2車線と決定するものです。

以上、都市計画の変更内容をご説明いたしましたが、今回の都市計画変更は東大和市外が中心でございまして、市内に直接の影響はないものと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、本日、本審議会においてご審議頂き、ご承認が頂けましたら東京都へ都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定による東大和市に対する照会の回答を行いたいと考えております。

すみません、1点訂正をさせていただきたいんですけれども、事業区間、このパンフレットの2ページのほうで、事業区間7.5キロとお伝えしたんですけれども、2.5キロに訂正をお願いしたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○（会長） 説明が終わりました。質疑があれば承ります。

○（委員） ご説明ありがとうございます。

当市には実は関係ないということでございますけれども、この工事によって当市による影響ですとか効果というのを、どのようにお考えなのかというのだけお聞かせ頂けますでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 3・3・30号線は南北道でございまして、東京都のほうで主要な南北道の整備というものを進めております。地図を御覧頂いたように、東大和市から立川方面、特に高速道路、国立インターに乗る際には、非常に利便性が高まるものというふうに考えております。

南のほうの整備を東京都が今回着手されるということなんですけれども、市としましては北側の未整備の区間、こちらのほうも東京都にお願いしてはおりまして、それについては引き続き東京都に要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○（委員） 今のお話ですと、効果はあるけれども影響は特にないというような理解でよろしいのでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 東大和市内のほうは、既に整備が済んでおります。特別大きな渋滞も今のところ市内にはございませんので、この整備によって東大和市内のほうで特別な渋滞が生じるとか、そういうところまではないというふうに考えております。

あと、もし何かあったら、補足頂けたら。

○（委員） 立川東大和線、都のほうでは今、多摩南北主要路線、整備の重点施策として進めておりました、唯一事業着手していない区間があるのがたしか東大和線なんですけれども、多摩エリアの活性化に向けて、しっかりとこの南北道を整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○（委員） 変更になった車線数の件でありまして、これは東大和市内に含まれると思うんですが、私が少し状況分からないんですが、やはり2車線で大丈夫ということで理解してよろしいでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 現状で2車線で整備済みでございます。後追いで、現状に合わせた形で都市計画を決めるということですので、特段支障は何もないということでございます。

以上です。

○（会長） ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論を終了してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(会長) 討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。

日程第3、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更(東京都決定)について、本案を案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(会長) ご異議ないものと認め、案のとおり決定いたします。

なお、答申文につきましては、会長に一任していただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(会長) ありがとうございました。

続いて、日程第4、生産緑地法第3条第1項に規定された「一団のもの」の区域とする農地の運用についてを報告いたします。

神山都市計画課長。

○(神山都市計画課長) それでは、ただいま議題となりました、生産緑地法第3条第1項に規定された「一団のもの」の区域とする農地の運用についてご説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

最初に資料の確認をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきますと、右下にページ番号が付してございます。1ページから順に7ページまでございます。よろしいでしょうか。

それでは、ご説明いたします。1ページを御覧ください。

令和元年12月19日付で、物理的な一体性を有しない農地、つまり距離の離れた農地を一団として生産緑地地区に指定できるようにするため、運

用の見直し案を作成し、市長名で農業委員会に意見照会しております。

最初に、今回運用の見直し案を作成するに至りました経緯についてご説明いたします。

2 ページをお開きください。

見出しの 1、法令の規定でございます。

生産緑地地区に定めることができる農地についての法令上の要件を 3 つ記載しております。このうち、2 つ目でございますように、生産緑地地区に指定するには、一団のものの区域として 300 平米以上の規模である必要がございます。この 300 平米を判断する際、原則として物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地である必要があります。つまり、接している農地であれば小規模であっても複数の所有者の農地を合わせることにより、300 平米以上の農地として生産緑地地区に指定することができます。

しかし、この場合、次のような課題がございます。

見出しの 3、経緯の左側の図を御覧ください。

A 氏の生産緑地 500 平米と、B 氏の生産緑地 200 平米を合わせて 700 平米の生産緑地地区を指定しています。B 氏の生産緑地 200 平米だけでは、生産緑地地区に指定できないため、隣接する A 氏の生産緑地地区と合わせているケースです。この場合、A 氏が死亡し買取り申出が出されますと、残りの B 氏の生産緑地地区の面積が 300 平米を下回り、営農意欲があっても面積欠如により全ての生産緑地地区が解除されてしまう、いわゆる道連れ解除が起きてしまいます。

国は、このような道連れ解除に対応することなどを目的として、平成 29 年 6 月、都市計画運用指針を改正しております。

どのように改正したかにつきまして、ご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。

1 行目の網かけに、「原則として」とありまして、以降、物理的の一体が必要であることが書かれております。改正箇所は、2 段落目の冒頭でございます、「ただし」以降です。A として稠密な市街地において、B として同一

の街区または隣接する街区に存在する複数の農地等が、Cとして一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合には、物理的な一体性を有していない場合であっても、一団の農地として生産緑地地区を定めることが可能であると改正されました。これは300平米未満の離れた農地を合わせることによって、面積要件をクリアし、道連れ解除の救済や、小規模農地の新規指定ができるようにするものであります。この改正を適用するためには、第2段落にございます、「ただし」以降に記載されたA、B、Cの3つの条件を満たす必要があります。

今回、この改正を適用するため、都市計画課におきまして、A、B、Cの3つの条件を踏まえた案を作成し、農業委員会事務局職員との調整を整えた上で、当該案について農業委員会に意見照会を行っております。

ここからは、案の内容についてご説明いたします。

それでは、2ページのほうにお戻りください。

2、前提でございます。

事務局の案を作成するにあたっての前提を3点ほど記載してございます。

1点目は、生産緑地地区は都市計画上、緑地機能が発揮されると評価できる規模であることが必要としております。

2点目は、農地の機能が発揮されるための根幹は、農業の安定的な継続であるとしております。

3点目は、300平米の面積要件を定めた法令の趣旨を逸脱しない運用が必要としております。

300平米未満の離れた農地を合わせて一団の農地とする際、個々の農地が緑地機能を発揮できるのか、安定的に継続して営農できるのか、面積要件を定めた法令の趣旨を逸脱していないかといったことを考慮しながら制度設計をしております。

なお、資料の米印がございまして、その後に農地の機能を6つほど掲げております。①供給機能、②防災機能、③景観形成機能、④環境保全機能、⑤体験・交流機能、⑥農業への理解醸成機能です。このうち、農地だけが有している機能は、①供給機能、⑥農業への理解醸成機能でありまして、特に①供給機能は、全ての機能の横軸となる、最も重要かつ基本となるも

のです。

したがいまして、後ほどご説明いたしますが、今回はこの供給機能に着目して制度設計をしております。

それでは、物理的に離れている農地を一団の農地として生産緑地地区に指定する場合の制度設計案をご説明いたします。

再度確認になりますが、3ページを御覧ください。

2段落目、「ただし」の後に、A、稠密な市街地において、B、同一の街区または隣接する街区に存在する複数の農地等が、C、一体として緑地機能を果たすことによりとあります。このただし書に記載された条件A、B、Cと併せながらご説明します。

条件の1つ目は、稠密な市街地にある農地であることです。稠密とは、混み合っているという意味であります。市街化区域を稠密な市街地といたします。

4ページをお開きください。

条件の2つ目は、見出しの1にありますように街区であります。同一の街区または隣接する街区に存在する農地であることです。街区とは、都市計画の分野では、一般的に道路や河川など地形地物で囲まれた一角のこととございます。

6ページをお開きください。A3の紙でございます。

今回の制度設計にあたりまして、東大和市都市マスタープランに記載されました図面を参考としながら、幹線道路や崖等の地形地物により街区を設定しております。この赤い線で囲まれたところです。結果的に広めの街区となっておりますが、これにより道連れ解除を救済できる可能性が高まるものと考えております。

4ページのほうにお戻りください。

条件の3つ目は、見出しの2にあります農地の機能の一体性、つまり一体として緑地機能を果たすこととあります。離れた農地がどのように一体として緑地機能を果たすのか、難しい条件でございますが、今回の制度設計では、先ほどご説明しました供給機能に着目しております。離れた農地で

あっても、当該農地で生産された農産物を共同で販売している場合は、これらの農地は一体として供給機能を果たしているとします。

具体的に説明いたします。

小見出しの 1、道連れ解除への対応です。

街区の 1 で 400 平米の生産緑地地区が削除されますと、残りの 100 平米の生産緑地地区は道連れ解除となってしまいます。

見直し案では、隣接する街区 2 に②としてご自分の生産緑地がある場合は、これと合わせることで救済します。また、隣接する街区にある③の他人の生産緑地と合わせることで救済する場合は、共同販売していただく必要があります。この共同販売とは、複数の農地が一体となって農産物を販売することです。例えば、農協が実施しているみどりっこという直売制度に加入し販売していれば、加入者の農地は一体とみなします。また、個人の場合であっても、例えば Aさんと Bさんが、Aさんの直売所で共同販売する場合などでも、同様に対象といたします。

次に、小見出しの 2、小規模農地の新規指定です。

街区 3 に④として一般畑が 100 平米あります。隣接する街区 4 に⑤として、ご自分の一般畑 200 平米があれば、これと合わせることで生産緑地地区に指定します。また、⑥の他人の一般畑と合わせる場合は、1年以上共同販売を継続している場合に、生産緑地地区に指定します。

次に、見出しの 3 の継続性についてであります。

今回、供給機能に着目して制度設計していますが、一時的な供給機能の発揮では意味がございません。継続して機能を発揮していただく必要がございます。そこで、これまで小規模農地の所有者は農業委員会が実施する研修に参加できませんでしたが、農業委員会事務局と調整し、参加できるように改め、営農の継続に結び付けていくことといたします。

都市計画課の案は、以上のとおりでございます。

最後に、7 ページをお開きください。

市の案に対する農業委員会の回答でございます。

御覧のとおりです。「記」の下に1番とありまして、東大和市より照会のあった生産緑地法第3条第1項に規定された、「一団のものの区域」とする農地の運用の見直し内容については同意できませんとのことでございます。

同意できない理由につきましては、農業委員会から示されておりませんので、現時点では分かりません。市といたしましては、早期の実施を目指し、意見照会したものであります。このような回答を頂いた以上、当面の間実施することはできないと考えております。

説明は以上です。

○（会長） 説明が終わりました。質疑があれば承ります。

○（委員） ただいまの説明のほうは、自分としては全部理解するのは難しかったんですけども、今、神山都市計画課長のほうから最後のページの農業委員会からの回答のことで説明があって、一応農業委員会の回答は分かりませんというようなことだったと思うんですけども、いずれはこの場で回答の内容を教えていただけることは可能なんではないでしょうか。どうして同意ができなかったかということの回答です。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 私どものほうに頂いているのはこの文書が公式のものでございます。

担当の事務局の職員に、この経緯を一応確認はしているんですけども、農業委員会の議論の中で、今回うちのほうで提案した案については同意できないということなんですけれども、その理由、ここがこうだから駄目なんですとか、ここをこうしたほうがいいのか、そういう議論には至っていないというふうに聞いておりますので、現状では私どものほうでは動きようがないということを農業委員会の事務局のほうにはお伝えしております。農業委員会の中で、多分まだ議事録も出ていないので、ちょっと私も読めていないんですけども、いろいろな議論があったみたいなんですけれども、採決した結果、賛成が少数だったということで、そこで終わっているということ聞いております。賛成が少数で、同意できないということで、では次どういう形なら同意できるんだとか、この制度そのものを入れることに反対なのか、一部を変えれば大丈夫なのか、そういう議論には至っていないというふうに、今聞いておりますので、そこを明らかにしていただかない限り、私どもとしては動きようがないかなと。

議事録を私も読んでいませんので、ちょっと詳細は分からないんですけども、そういうニュアンスで聞いてはいます。

○（委員） そうしますと、農業委員会のほうで、こちらのほうの今日提案しているというものに関して、結果が出なくても一応都市計画審議会のほうとしては結論を出して回答をしなければいけないということですか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 今回は諮問事項の案件ではございません。あくまで報告ですので、これに対して皆様方にご意見が頂ければ、それを参考に私どものほうで今後事務を進めていきたいということです。ただし、この現状で、市のほうでこれに踏み切るということはできないというふうに思っています。

○（委員） はい、分かりました。

○（委員） 今のお話の続きですが、同意はできないと、行政側で判断できないということで、行政側では同意できない理由を農業委員会に尋ねることはできるんでしょう。どうしてできないんでしょうかと、行政上。それはどうなんですか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） あくまで任命権者が別で、ある意味別の組織なので、事務方として事務局の職員にはなぜなんだろうということはお尋ねはしております。そのなぜなのか、これそのものをやるのが駄目なのか、制度の内容が駄目でこう変えればできるのか、それが明らかにならない限り、動きようがないですよということはお伝えはしているんです。

○（委員） いや、都計審としてではなくて、行政としてのセクションとしてはできるんですよ。お尋ねするということは。

○（神山都市計画課長） お尋ね、それは事務的にはできます。

○（会長） 鈴木都市建設部長。

○（鈴木都市建設部長） すみません、1ページ目に照会文が載っていますけれども、私どもとしては農業委員会に対しまして意見を照会したんです。ご意見を頂きたいという照会をしているので、意見という形で本来は頂くべきだっ

たところの意見としての回答が、もう同意できませんの一言の回答になっているということですので、あとは事務的に伺うことしかできないかなというふうに考えております。

以上です。

○（委員） 分かりました。

○（委員） いろいろ説明ありがとうございます。

それで、この制度については、生産緑地が解除されて道連れで解除された場合ですね。だから、それを救うため、現在東大和も農地が大分減少傾向なので、農地を少しでも残すためには、非常に生産意欲のある方にとっては非常に有利だと思います。ですから、なぜ農業委員会がそういうことを示したかというのが、非常に不思議でならないので、ぜひともいろいろ農業委員会のほうもご意見等はあると思いますが、代替案ということはないんですけれども、都市計画のほうでもなるべくこういう方を救うために、いい提案、そういうものを出していただきたいとは思っていますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 委員がおっしゃったことはごもっともだと思ひまして、農地を残すため、道連れ解除をなるべく少なくしていくため、そういう大きな旗を掲げて今回農業委員会の事務局とこの案を作ってきました。農業委員会の会が終わった後とか、呼んでいただいて2回ほど説明をしまして、最初はなかなか少しとっつきにくくて、共同販売という条件が300平米以上の、既に生産緑地になっているところにもそういう条件がつけられるのかとか、そういういろいろな誤解があったんですけれども、それ一個一個説明していく中で、2回目では、ある程度皆さん方に理解していただけたかなという感触を持っていたんです。その後に農業委員会が開かれたみたいですが、結果としてこういうことになってしまったということなので、私のほうもなぜこうなったのかというのが、はっきり言ってよく分からない状況でございますので、今委員がおっしゃったようなことを踏まえて、今後事務的に事務局職員とはお話ししていきたいと思ひております。

この案は、私どもとしては今ベストの案だと、今現状では思ひますので、これ以上の案を出すことは私どものほうからは、今のところ予定はないということです。逆に、農業委員会からこういうところをこう変えてく

れと、そういう話があれば検討には入っていきたいと思っております。

以上です。

○（委員） 今、意見の中で農業委員会のほうから何か言われないとできないということをおっしゃったんですけれども、そうではなくて、名案なんですから、なるべく都市計画のほうで、できるだけ、少しでもやっていただきたいということなんです。その辺をお願いしたいのですが。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 至った経緯とか、事情の確認については事務的にはやりたいと思いますけれども、それ抜きで別の案を作ってもう一回こちらから提案するという事は、現時点では考えておりません。ベストな案だと思っております。

○（委員） ベストな案はいいんですけれども、それ以上のことをお願いはできませんでしょうか。非常に難しいとは思いますが。

○（会長） 鈴木部長。

○（鈴木都市建設部長） 先ほど課長からもご説明させていただいたとおり、この案については丁寧に、事前にきちんと事務局との調整も行っておりますし、農業委員会に対してもご説明をさしあげて、ご理解頂いたと私たちとしては思っていたんです。それで、ご理解頂けたということで照会文書を正式にお出ししたと。すみません、照会文を出してから説明をして、審議していただいたという形になっていました。その結果として、このような回答になってしまっているのだから、こちらの側から、他の案で提案するというようなことは、今の時点ではできる状況ではないです。

ですので、やはり事務的にはどういうことに原因があったのかということを探るといえるか、その辺のほうは調整してみたいとは思いますが、次の提案をこちらがまた作り直して、だったらこうだったらどうでしょう、だったらこうだったらどうでしょうというのは、これは都市計画ですから、都市計画という観点から見ても、おかしいかというふうに思います。

○（委員） 分かりました。

○（委員） 私は農家も商家も両方やっているんですけれども、商人的に見るとすごく大甘だなと思って。甘い案で、どうして受け入れないか、分からないですけれどもね。

農家をやっている身でも、また、自分はまだ細かいことまでやっていないから、細かいところは分からないんですけれども、結構満足できる案だと思うんですけれどもね。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 以前、なるべく柔軟に対応してほしいというご意見も頂いていたので、救済という観点から、なるべく広く道連れ解除を救えるような形の案を提示し、何度か農業委員会事務局と調整してできたかなと思って、ベストな案だと思ってご提案して、ご説明もしてある程度理解を頂いたかなと。その後の農業委員会で採決で否決をされたと聞いて、ちょっと私のほうも面食らっているというような状況なので、なぜこういう経緯に至ったかというのは、事務的にはまだ聞いていないので、聞いていきたいと思っています。

○（委員） 農家の人にとって、これでもまだ問題なのかどうか聞いてみたいですが、けれども。

○（委員） この案は非常に、先ほど言われたようにかなり柔軟性があるって、非常に市のほうとしてもかなり軟らかく対応していただいていると思います。ですから、非常に私としてはうれしく思っておりますし、今後とも続けていただきたいと思いますと思っております。

○（委員） 引き続き回答のことで誠に申し訳ないんですけれども、一応この文章のほうを農業委員会のほうに出して、農業委員会から回答を頂いて、こういう結果になったということは分かったんですけれども、それであれば、今度は農業委員会と事務局のほうで席を一堂にして、もう少しお互いに理解できるような話し合いをして進めていったほうがいいかなとは思っている。そういうことは考えてはいないでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 私どももこの案を提案したときにも2回ほど行って、ご説明して理解を得られたかなと思っているんですけれども、再度呼びいただければご説明には上がるつもりでいます。

○（委員） 制度はいいと自分も思いますけれども、農業委員は農業委員で、農業者の立場で、ここはこうこう、こういうことを変えてもらえれば同意もできるんだという折衝案が出てくると思うんです。まして、だんだん東大和の

農地も減ってくることだし、ある程度農地も守りたいということも役所のほうでもあるでしょうし、農業者としてもなくなるよりは現状のままのほうがいいということであれば、もう少し努力していただければありがたいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○（会長） ほかにありますか。

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年度第3回東大和市都市計画審議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。